

第1回検討会におけるご指摘の対応

国土交通省 都市局 都市計画課
都市計画調査室
令和3年12月

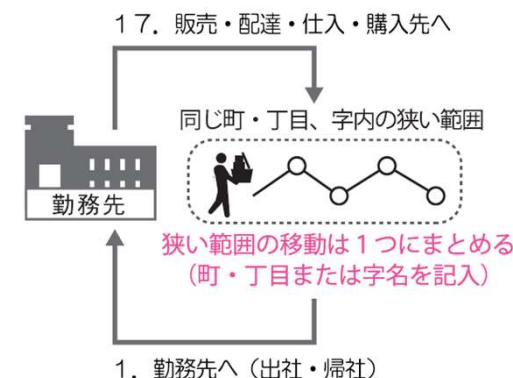
- PT調査では、狭いエリアでの物の輸送に従事する人の移動については1つにまとめて回答（町丁目等）することとしており、端末物流における個々の移動については把握できていない
- 一般統計としての物資流動調査で把握される物の移動は、運輸業と荷主の市区町村レベルでの移動を対象としており、他の業種や個人事業主による移動は調査で把握することができない。補完調査として実施している端末物流調査においては、一部地域を対象に端末物流の詳細を把握している

パーソントリップ調査と物資流動調査における物の移動の把握方法

	パーソントリップ調査	物資流動調査 (本体調査)	物資流動調査 (端末物流の実態調査) ※統計調査ではない
調査対象	・都市圏居住者	・運輸業 ・荷主（製造業、卸売業、サービス業、倉庫業、小売業・飲食店※の事業所）	・都市圏内12か所の中心市街地 ・現地で荷さばきを実施している運輸業
物の移動に関わる調査項目	・移動の目的として、「販売・配達・仕入・購入先へ」	・搬入・搬出物資の品目 ・輸送に利用した貨物車台数	・駐車場所 ・駐車開始終了時間 ・届け先の件数、場所、目的、距離
回答対象の移動	・原則として全ての移動を回答 ただし、同一町丁目内で複数箇所を回る移動は一つにまとめて回答	・物資の出発地と到着地（市区町村レベル） ・同一市町村へ搬出する場合は一つにまとめて回答	・車両の駐車場所から届け先までの移動

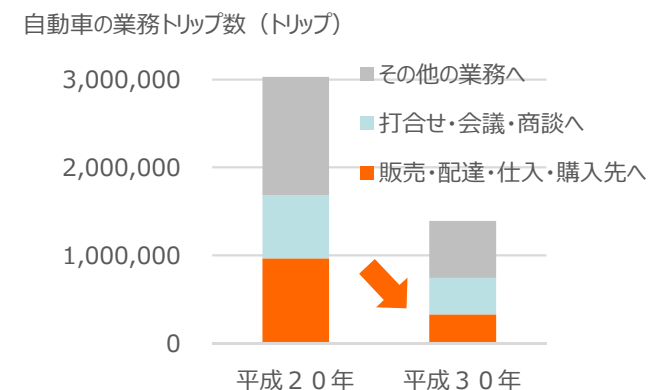
第6回東京都市圏PT調査および第5回東京都市圏物資流動調査の場合

PT調査では、せまい範囲で複数の場所に立ち寄る動きは一つにまとめて回答



出典：第6回東京都市圏パーソントリップ調査 調査票

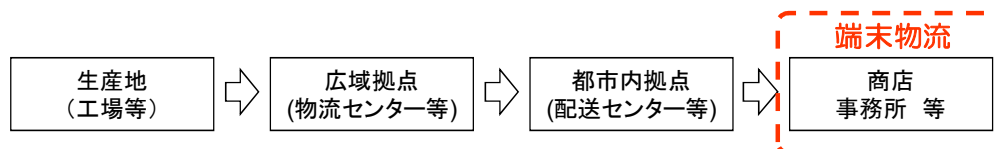
自動車による販売・配達・仕入・購入先への移動は減少
貨物取扱量が増加している傾向と整合していない



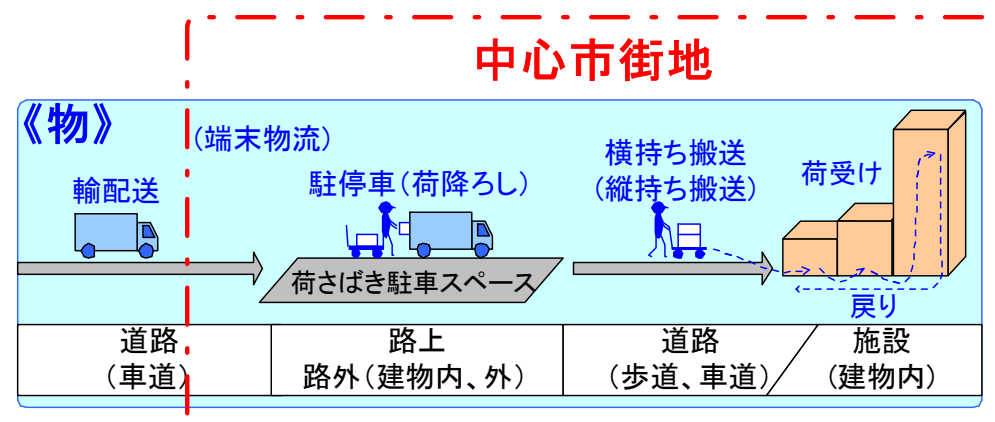
出典：第5回・第6回東京都市圏パーソントリップ調査 調査結果をもとに作成

- 端末物流とは、商店、事務所など、最終的に物資が届けられる着施設周辺(主に、商業地区・オフィス街などの中心市街地や、住宅市街地など)で行われる、貨物車の駐停車や荷降ろし、手押し台車等による荷物の搬送、荷受けなどの物流の活動のことである。
- 物資流動調査の端末物流調査は、物資の最終的な着地である中心市街地等の特定の地区を対象として、地区内で行われる端末物流の実態を捉える調査(①)である。
- 中心市街地では、多くの人と物が集まるため、人の交通と端末物流との間に錯綜が生じ、地区内の人の交通(歩行、自転車、公共交通、乗用車等)、物流活動の双方に影響を及ぼすことがある。このため、端末物流調査では、人の交通の実態も合わせて調査(②)し、人と物の交通の混在が発生している場所や時間帯等の把握も行っている。
- さらに、中心市街地で発生している端末物流の問題は、路上・路外の荷捌き駐車施設の不足など、インフラの整備状況にも依存しているため、地区内の交通インフラの実態の調査(③)を実施している。
- 加えて、商店、運送事業者、来街者などの地区内の関係主体への端末物流に対する意向調査(④)も実施している。

＜物資の流れにおける端末物流の位置づけ＞



＜端末物流の内容＞



＜端末物流調査の調査概要＞

項目		概要
調査対象地区		商業地区、高層ビル街、再開発地区など人と物が集まる特定の地区
主な調査内容	①地区内の端末物流の実態	・路上・路外荷捌き施設への貨物車の駐車状況 ・手押し台車等による横持ち搬送の発着地、経路 等 ・店舗毎の物資の納品時間、台数、重量 ・路上駐車や横持ち搬送と歩行者・自転車の交錯状況 等
	②地区内の人の交通の実態	・時間帯別自動車交通量、走行速度 ・時間帯別歩行者交通量、自転車交通量
	③地区内の交通インフラの実態	・地区内の道路構造(幅員、幅員構成) ・駐車場の利用状況 等
	④関係者の意向	・商店、運輸事業者、来街者の端末物流等に関する意向 等

- 一般統計調査である全国都市交通特性調査、及び三大都市圏パーソントリップ調査においては、統計法や各種ガイドライン等によって、**集計データの公表、非集計データの貸出条件、調査票情報を記録した電磁的記録媒体の常用（無期限）保存**等が規定
- 地方自治体等が行う統計調査である地方都市圏パーソントリップ調査において、**自治体ごとに統計法等の規定の中で調査データ等を適正に運用**
- 移動に関するビッグデータについて明確な規定はなく、データ保有主体によって状況に差異

	全国都市交通特性調査・三大都市圏パーソントリップ調査 ＜一般統計調査 実施にあたり総務大臣が承認＞	地方都市圏パーソントリップ調査 ＜地方自治体等が行う統計調査 実施にあたり総務大臣へ届出＞
公表	原則、 集計データを公表 ＜統計法23条1項＞ ＜公的統計の整備に関する基本的な計画＞	（届出事項とはしていない）＜統計法24条＞ 公表例） ・集計データや調査報告書をHPにて公表【仙台・金沢・福井】 ・調査計画をHPにて公表【岳南】
貸出	行政機関、届出独立行政法人等 であれば、統計法に基づく手続きを経ることでマスターデータ貸出可能 ＜統計法32条・33条＞	調査目的以外の調査票情報の利用・データ提供等については、特定の定め（ 条例の制定等 ）が必要 ＜統計法40条1項＞ 貸出例） ・交通計画やまちづくり検討が目的の場合、マスターデータまで貸出可能【福井】 ・都市交通計画の策定のための調査・研究、大学等の研究機関による調査・研究、その他公共の福祉に資する調査・研究の場合に限り、マスターデータまで貸出可能【岳南】
保管	電磁的方法で記録した調査票情報等を「 常用（無期限） 」として 保存 ＜調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン＞	適正な管理 のために必要な措置を講じなければならない ＜統計法39条＞